

3. 退職・転出時の貸付金の償還手続き

退職・転出時に貸付未償還金がある場合は、次の手続きを行うこととなります。

区 分		償 還 方 法
退職する場合		原則として退職手当から控除します。(本人の手続きは不要) 控除しきれない場合は、4月に不足分を振込みいただきます。 (4月に振込先をお知らせいたします。)
転出される場合	他の都道府県の <u>公立学校共済組合へ</u>	転出先の支部で引き続き償還できます。(本人の手続きは不要)
	石川県の <u>地方職員共済組合</u> <u>市町村職員共済組合</u> へ転出	次の償還方法から選択していただくことになります。 (共済組合より「償還方法申出書」をお送りいたします。) ① 自己資金で残額を一括償還する。(4月に振込先をお知らせします。) ② 転出先の共済組合で借り換えて償還する。 (4月に残高証明書・振込通知書を送付します。) ③ 徴収嘱託の方法で償還する。 (転出先の共済組合で給与引き去りし、公立学校共済組合に償還します。)
	上記以外の 共済組合へ転出	次の償還方法から選択して「一括償還」していただきます。 ① 自己資金で残額を一括償還する。(4月に振込先をお知らせします。) ② 転出先の共済組合で借り換えて償還する。 (4月に残高証明書・振込通知書を送付します。)

資金面のサポート「共済組合貸付制度」

費用・利便性・安心の面で皆さまに選ばれています。

【申込締切日】 毎月25日(休日前倒し) **【貸付日】** 翌月23日(休日後倒し)

- ・貸付の申し込みは所属所を通してお申し込みください。
- ・貸付金の利率は変動金利であるため、今後の経済情勢に応じ、変動する可能性があります。
- ・償還方法は、いずれの種別も元利均等返済となります。

貸付の種類	こんなときに使えます	お借入れ限度額	利率(年利)	返済期間
一 般	車・家財道具の購入、旅行費用、引越し費用、 介護施設の一時金など、さまざまな臨時の支出に (生活費・ローンの返済・投資は対象外)	200万円	1.32%	10年以内
住 宅	新築、リフォーム、土地の購入等に	1,800万円 (※注)		30年以内
教 育	1年以内に必要となる学費、入学金、アパート代等に	550万円		20年10か月以内

(※注)住宅関連貸付けのお借入れ限度額は、1,800万円(災害住宅は1,900万円)までの範囲で、申込時の組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額となります。

貸付の詳細等につきましては石川支部までお問い合わせください。